

# おくやみ ハンドブック

## 愛西市

ご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

ご遺族の皆様におかれましては、健康保険証等の返却や介護保険の手続きなど、お亡くなりになった方に対する様々な手続きが必要となります。各種手続きに必要な情報をまとめましたので、是非ご参考にしていただければ幸いです。

また、必要な手続きは故人様によって異なる場合がございますので、本ハンドブックに記載のない手続きがある場合は、関連機関にお問い合わせいただくことをお勧めいたします。

2025



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2025年3月発行

発行:愛西市 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

# ご逝去に伴う手続きで来庁される方へ

ご家族が亡くなられて葬儀がお済みになりましたら、ハンドブックで必要な手続きを確認し、以下を参考にして市役所または支所へお越しください。

## 電話予約

2開庁日前までにご予約をお願いします。

**受付時間** 午前9時～午後4時 (年末年始、土日祝を除く)

**愛西市役所  
市民課** ☎0567-26-8111(代表)  
☎0567-55-7112(直通)

**予約可能日** 火曜日～金曜日

**予約時間** ①午前9時30分～ ②午前10時30分～ ③午後2時～

※「おくやみ手続き」とお申し出ください。

**立田支所** ☎0567-55-7143

**八開支所** ☎0567-55-7144

**佐織支所** ☎0567-55-7145

**予約可能日** 火曜日～金曜日

**予約時間** ①午前10時～ ②午前2時～



なお、予約しなくても手続きは可能です。

その際はおくやみハンドブックを参考に市役所担当課または各支所へ直接お越しください。

(予約されない場合、または内容によっては手続きに時間がかかることがありますのでご了承ください。)

・対象者は、亡くなられた方（愛西市に住所のある方）のご遺族です。

・複数の課での手続きになりますので、時間に余裕をもってお越しください。

**内容によっては一度に手続きが終わらないことがあります。**

## 戸籍・住民票について

故人の戸籍（除籍）に

死亡事実が反映される日数

・本籍地に届出…………概ね3日～7日

・本籍地以外に届出……概ね7日～10日

故人の住民票（除票）に

死亡事実が反映される日数

・住所地に届出…………概ね1日～3日

・住所地以外に届出……概ね7日～10日

実績  
10年  
以上

お悩みや不安を、  
手品のように解決する  
司法書士事務所を目指しています

## 司法書士事務所

# さんた



相続に際し、どこに相談したらいいか  
わからないことがたくさんあるかと思います。  
当事務所は、お客様のご相談にいつでもどこでも  
対応する、フットワークの軽さに自信がある  
司法書士事務所です。  
また、必要に応じ、提携している様々な専門家を  
ご紹介いたします。  
相続相談の窓口として、どんなに小さなことでも  
お気軽に当事務所へご相談ください。  
お悩みを1つずつ、一緒に解決していきましょう。

代表司法書士 三田 友明  
みたともあき



特技は  
トランプマジックです

Tomonaki Mita

**愛知県内出張無料**

**お電話での相談可能**

**ご相談何度でも無料**

ハンドブックでご不明なことが1つでもあれば、悩まずご相談を！

司法書士事務所 さんた

☎ 052-433-1874

名古屋市中村区太閤3丁目7番76号【FAX】052-325-3649  
【営業時間】平日 9:00~18:00 【定休日】土日祝日

- 土日祝日も対面・出張相談に無料で対応(要予約)
- お電話相談はお休みなく対応しています



# 市役所でのおくやみ手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	故人が次の項目に該当している場合	主な手続き	ページ
<input type="checkbox"/>	世帯主である	世帯主の変更	4
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている	印鑑登録証(カード)の返納	4
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している	死亡一時金等の手続き	4
<input type="checkbox"/>	国民年金または厚生年金を受給している	未支給年金・遺族年金等の手続き	4
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している	各種証の返納 葬祭費の支給申請 高額療養費等の申請及び振込口座の変更	5
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入している	各種証の返納 葬祭費の支給申請 高額療養費等の支給申請 保険料の精算	5
<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けている	介護保険の手続き	5
<input type="checkbox"/>	市県民税・固定資産税・軽自動車税のいずれかを納めている	相続人代表者の指定	6
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	原動機付自転車等の所有者の変更・廃車の手続き	6
<input type="checkbox"/>	未登記家屋を所有している	未登記家屋の名義変更	6
<input type="checkbox"/>	納税している(納税義務者・納税管理人・相続人代表者等)	口座振替の変更・廃止	6
<input type="checkbox"/>	福祉医療費の助成を受給している	各種受給者証の返納、振込口座の変更	7
<input type="checkbox"/>	障害者手帳を持っていた、障害福祉に関する手当・サービスを受けていた		
<input type="checkbox"/>	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証	各種手帳等の返納	6・7
<input type="checkbox"/>	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当	資格喪失届の提出	7
<input type="checkbox"/>	以下の児童福祉に関する手当を受給していた、または対象児童だった		
<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している	受給事由消滅または減額改定、未支払請求等	7
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給している	資格喪失または減額改定、未支払請求等	7
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している	資格喪失または減額改定、新規認定請求、未支払請求等	7

<input checked="" type="checkbox"/>	故人が次の項目に該当している場合	主な手続き	ページ
<input type="checkbox"/>	公共下水道/農業集落排水/コミュニティ・プラント使用者 公共下水道の使用可能な区域に土地を持っている		
<input type="checkbox"/>	公共下水道/農業集落排水/ コミュニティ・プラント使用者	排水施設使用等変更届等	8
		受益者変更届	8
		振替口座の変更	8
<input type="checkbox"/>	上水道使用者・所有者(佐織地区・八開地区)		
<input type="checkbox"/>	上水道使用者・所有者 ※なお、佐屋地区・立田地区については 「海部南部水道企業団(☎0567-32-3111)」の 給水区域となります。	給水装置所有者・使用者変更	8
		振替口座の変更	8
		給水装置使用休止・再開	8
<input type="checkbox"/>	市営墓地の使用者		
<input type="checkbox"/>	墓地の承継の届出	墓地の承継の届出	8
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている		
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている	所有者の変更届	8
<input type="checkbox"/>	公共物・道路占用の権利を持っていた		
<input type="checkbox"/>	権利を相続する、廃止する	権利義務者の承継届、廃止届	8
<input type="checkbox"/>	農地を持っていた		
<input type="checkbox"/>	農地を相続する	農地法第3条の3の規定による届出	8
<input type="checkbox"/>	空き家対策		
<input type="checkbox"/>	空き家を相続する		8・9・13

## ご遺族メモ

---



---

# 市役所での主な手続き

	<input checked="" type="checkbox"/> 故人	内容	必要なもの	担当課
住民登録関係	<input type="checkbox"/> 世帯主の方	世帯主変更届	・来庁される方の本人確認書類 ・委任状(同一世帯でない方が手続きする場合)	本庁舎市民課 (1階①) 及び各支所 ☎0567-55-7112
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録をしている方	印鑑登録証(カード)の返納	・印鑑登録証(カード)	
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード・マイナンバーカード及び通知カードをお持ちの方	カードの返納	住民基本台帳カード・マイナンバーカード及び通知カード ※今後の手続きで故人のマイナンバーが分かるものが必要な場合があります。カードの返納時期にご注意ください。	
年金等届出	<input type="checkbox"/> 国民年金に加入している方	年金の加入記録などにより、お手続きの内容が異なります。なお、年金の記録は日本年金機構が管理していますので、まずは中村年金事務所(☎052-453-7200)へお電話していただき、「①手続きの内容 ②必要なもの」を確認後、必要なものをお持ちになってご来庁ください。	[国民年金の記録のみをお持ちの方]	
	<input type="checkbox"/> 国民年金または厚生年金を受給している方	国民年金の記録のみをお持ちの方は市役所でもお手続きができます。 国民年金以外の記録をお持ちの方は中村年金事務所でお手続きをお願いします。 なお、年金の記録は日本年金機構が管理していますので、まずは中村年金事務所(☎052-453-7200)へお電話していただき、「①手続きの内容 ②必要なもの ③手続き場所」をご確認ください。	本庁舎保険年金課 (1階②) 及び各支所 ☎0567-55-7119	
	<input type="checkbox"/> 共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせの上、必要な手続きをしてください。		
	<input type="checkbox"/> 農業者年金を受給している方	JAへ直接お問い合わせの上、必要な手続きをしてください。		
	<input type="checkbox"/> 恩給を受給している方	総務省にお問い合わせの上、必要な手続きをしてください。 総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400		

担当課	必要なもの	内容	故人	□
本庁舎保険年金課 (1階②) 及び各支所 ☎0567-55-7119	亡くなられた方の被保険者証等 ※亡くなられた方が世帯主の場合は、世帯の国保加入者の被保険者証等も必要となります。	資格喪失届・各種証の返納	来庁される方の本人確認ができるもの 同一世帯でない方が手続きする場合、委任状が必要となります。	<input checked="" type="checkbox"/>
	亡くなられた方の被保険者証等 ※亡くなられた方が世帯主の場合は、世帯の国保加入者の被保険者証等も必要となります。	葬祭費の支給申請	国民健康保険に加入している方	<input type="checkbox"/>
	相続人の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等)	高額療養費等の振込口座の変更	国民健康保険に加入している方	<input type="checkbox"/>
本庁舎高齢福祉課 (1階③) 及び各支所 ☎0567-55-7116	亡くなられた方の被保険者証等	資格喪失届・各種証の返納	来庁される方の本人確認ができるもの	<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方の被保険者証等	葬祭費の支給申請	後期高齢者医療保険に加入している方	<input type="checkbox"/>
	相続人の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等)	高額療養費等の申請及び振込口座の変更	後期高齢者医療保険に加入している方	<input type="checkbox"/>
	相続人の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等)	保険料の精算	後期高齢者医療保険に加入している方	<input type="checkbox"/>
	亡くなられた方の被保険者証等	各種証の返納	65歳以上または介護認定を受けている方	<input type="checkbox"/>
	手続きをする方の本人確認書類	資格喪失届	65歳以上または介護認定を受けている方	<input type="checkbox"/>
	相続人の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等)	保険料の精算	65歳以上または介護認定を受けている方	<input type="checkbox"/>
	相続人の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等)	振込口座の変更	高額介護サービス費等の支給を受けている方	<input type="checkbox"/>
		システムの利用辞退届	緊急通報システム、見守りシステムを利用している方	<input type="checkbox"/>
	・タクシー券使用残チケット ・見守りステッカー ・徘徊探知機	高齢者福祉タクシー券、高齢者見守りステッカー、徘徊高齢者等家族支援サービスを利用している方	高齢者福祉タクシー、高齢者見守りステッカー、徘徊高齢者等家族支援サービスを利用している方	<input type="checkbox"/>

	<input checked="" type="checkbox"/> 故人	内容	必要なもの	担当課
税金関係	<input type="checkbox"/> 市県民税・軽自動車税のいずれかを納めている方	相続人代表者の指定		本庁舎税務課 (2階①) 及び各支所 ☎0567-55-7123
	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	廃車手続き	・ナンバープレート ・手続きをする方の本人確認書類	
		名義変更	・ナンバープレート ・手続きをする方の本人確認書類 ・委任状(新所有者と同一世帯でない方が手続きする場合)	
	<input type="checkbox"/> 固定資産税を納めている方	相続人代表者の指定		本庁舎税務課 (2階①) 及び各支所 ☎0567-55-7122
	<input type="checkbox"/> 未登記家屋を所有している方	未登記家屋の名義変更	<b>法定相続人が複数人の場合</b> 遺産分割協議書一式の写し、または新所有者を証明できる書類 <b>法定相続人が一人の場合</b> 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本、または相続人が一人であることを証明できる書類	
	<input type="checkbox"/> 納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表者等)	亡くなられた方名義の口座を廃止  新しく口座振替を申し込み	手続きする方の認印  ・引き落とし口座の銀行印 ・引き落とし口座の確認できるもの(預貯金通帳等) ※亡くなられた方名義の口座から市税の口座振替を申し込みされている方で、変更申し込み・口座の廃止が間に合わない場合は、該当する期の納付書をお渡します。	
障害福祉に関する各種返還・請求	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方	障害者手帳返還届	障害者手帳	本庁舎社会福祉課 (1階④) 及び各支所 ☎0567-55-7115
		在宅障害者扶助料消滅届	未支給分受取者の振込先口座が確認できるもの(預貯金通帳等)	
		愛知県在宅重度障害者手当喪失届	・未支給分受取者の振込先口座が確認できるもの(預貯金通帳等) ・課税証明書(受取者が市外の場合)	
		心身障害者扶養共済死亡届	・死亡診断書の写し ・住民票 等	
		障害福祉サービス受給者証返還	受給者証	

	<input checked="" type="checkbox"/>	故人	内容	必要なもの	担当課
障害福祉に関する各種返還・請求	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過的福祉手当の いずれかを 受給している方	資格喪失届	・未支給分受取者の振込先口座が 確認できるもの(預貯金通帳等) ・死亡診断書の写し	本庁舎社会福祉課 (1階④) 及び各支所 ☎0567-55-7115
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証 (精神通院・更生医療・ 育成医療)をお持ちの方	受給者証返納届	受給者証	
	<input type="checkbox"/>	戦傷病者手帳を お持ちの方	戦傷病者手帳返還	戦傷病者手帳	
児童手当・各種福祉医療費助成等	<input type="checkbox"/>	福祉医療費の助成を 受給している方	資格喪失届	受給者証	本庁舎保険年金課 (1階②) 及び各支所 ☎0567-55-7119
	<input type="checkbox"/>	児童手当支給対象の方	受給事由消滅 または減額改定		
	<input type="checkbox"/>	児童手当を 受給している方	新規認定請求、 未支払請求	・新規請求者名義の振込先口座が 確認できるもの(預貯金通帳等) ・児童名義の振込先口座が 確認できるもの(預貯金通帳等)	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当・遺児手当 支給対象の方	資格喪失または 減額改定	死亡(児童)の記載のある戸籍謄本等	本庁舎子育て 支援課(1階⑤) 及び各支所 ☎0567-55-7118
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当・遺児手当 を受給している方	未支払請求	・受給者死亡の記載のある 戸籍謄本等 ・児童名義の振込先口座が 確認できるもの(預貯金通帳等)	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当 支給対象の方	資格喪失または 減額改定	死亡(児童)の記載のある戸籍謄本等	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を 受給している方	新規認定請求、 未支払請求	・受給者死亡の記載のある 戸籍謄本等 ・新規請求者の振込先口座が 確認できるもの(預貯金通帳等) ・新規請求者と児童の戸籍謄本	本庁舎子育て 支援課(1階⑤) 及び各支所 ☎0567-55-7118

	<input checked="" type="checkbox"/>	故人	内容	必要なもの	担当課
上下水道関係	<input type="checkbox"/>	公共下水道/ 農業集落排水/ コミュニティ・プラント 使用者の方  公共下水道の使用可能 な区域に土地をお持ち の方	公共下水道 使用開始等届		本庁舎下水道課 (2階⑩) 及び各支所 ☎0567-55-7124
			排水施設使用等 変更届等		
			受益者変更届		
			振替口座の変更	・引き落とし口座の銀行印 ・引き落とし口座の確認できるもの (預貯金通帳等)	
	<input type="checkbox"/>	上水道使用者・所有者 の方 (佐織地区・八開地区)	給水装置所有者変更 給水装置使用者変更		本庁舎上水道課 (2階⑨) 及び各支所 ☎0567-55-7146
			振替口座の変更	・引き落とし口座の銀行印 ・引き落とし口座の確認できるもの (預貯金通帳等)	
			給水装置 使用休止・再開		
	<input type="checkbox"/>	上水道使用者・所有者 の方 (佐屋地区・立田地区)	海部南部水道企業団へ直接お問い合わせの上、 必要な手続きをしてください。		海部南部水道企業団 ☎0567-32-3111
墓地	<input type="checkbox"/>	市営墓地の使用者の方	墓地の承継の届出	・愛西市霊園墓所使用許可証 ・承継を証する書類 (死亡者・承継者の戸籍謄本等) ・承継者の住民票 (本籍地が記載されているもの)	本庁舎環境課 (1階⑦) 及び各支所 ☎0567-55-7114
飼い犬	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	所有者の変更届	・愛犬手帳 ・登録鑑札	
道路	<input type="checkbox"/>	公共物・道路占用の 権利をお持ちの方	権利義務者の承継届、 廃止届	・相続人であることを証する 戸籍謄本等 ・各相続人の同意書	本庁舎土木課 (2階⑧) ☎0567-55-7125
農地	<input type="checkbox"/>	農地を相続された方	農地法第3条の3の 規定による届出	遺産分割協議書または登記簿謄本 ※相続完了後に、相続した農地の ある農業委員会への届出が 必要です。 なお、所有権移転登記に代わる ものではありませんので、 登記は別途必要です。	本庁舎産業振興課 農業委員会 (2階⑤) ☎0567-55-7128
空き家	<input type="checkbox"/>	空き家を相続される方	空き家に関する相続		本庁舎都市計画課 (2階⑦) ☎0567-55-7126

# 真宗大谷派金剛山

# 聖 覺 寺

しょう

がく

じ



## 墓地納骨 やすらぎのお墓

一般墓の他、「無量寿の郷」をご用意できます。26cm四方の小区画個別墓で、ここにご遺骨を納めて、お参りしていただけます。



## 永代供養 納骨塔

「光明の塔(納骨塔)」は、聖覚寺がご遺骨を永代管理します。墓じまいの心配はいりません。また、本堂内にご遺骨を預かることも可能です。



## 新しい供養スタイル 傀墓(しほ)

「傀墓」という永代供養付で定額制の小型のお墓です。聖覚寺は傀墓の提携寺院となっています。問い合わせください。

### ◆宗派不問

生前の宗教・宗派を問わず、お選びいただいただけます。

### ◆駐車場完備

お墓は駐車場からの距離も近く、悪天候時でも負担が少なく徒歩でのお墓参りが可能です。

### ◆冷暖房空調完備

寺本堂には冷暖房空調設備があり、快適にお過ごしいただけます。法要につきましても、お気軽にご相談ください。



真宗大谷派金剛山

〒496-0915 愛知県愛西市本部田町宮ノ切60

お墓や納骨のお問合せは  
お気軽にどうぞ

0567-31-0920

■許可番号/3令津保第204-1号 ■年月日/平成3年4月10日 ■経営者/宗教法人 聖覚寺

HPはこちらから



近鉄  
名古屋線

・佐古木駅より車で5分  
・弥富駅より車で6分

# 市役所以外で行う必要がある手続き(ご案内)

<input checked="" type="checkbox"/>	故人	内容	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	外国人の方	在留カード、特別永住者証明書等の返納	<p>【郵便での返納の問い合わせ先】            東京出入国在留管理局おだいば分室  <b>☎03-3599-1068</b>  <b>〒135-0064</b>            東京都江東区青梅2-7-11            東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局おだいば分室</p> <p>【窓口での返納の問い合わせ先】            名古屋出入国在留管理局  <b>☎0570-052-259</b>  <b>〒455-8601</b>            愛知県名古屋市港区正保町5-18</p>	
<input type="checkbox"/>	軽自動車を所有・使用している方  軽自動車(二輪(125ccを超える250cc以下)、ポートトレーラー等)、二輪小型自動車(250ccを超えるもの)	廃車手続き、名義変更	右記にお問い合わせの上、必要な手続きをしてください。	中部運輸局愛知運輸支局 名古屋市中川区 北江町1-1-2 <b>☎050-5540-2046</b>
<input type="checkbox"/>	軽自動車(三輪、四輪)			軽自動車検査協会 愛知主管事務所 名古屋市港区いろは町2丁目56-1 <b>☎050-3816-1770</b>
<input type="checkbox"/>	土地・建物を所有している方	土地・家屋(登記のあるもの)相続登記	右記にお問い合わせの上、必要な手続きをしてください。	名古屋法務局津島支局 津島市西柳原町3-10 <b>☎0567-26-2423</b> (自動音声)
<input type="checkbox"/>	戦没者特別弔慰金を受領している方	国債の記名変更	詳細は償還金支払場所にご相談ください。	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
<input type="checkbox"/>	運転免許証をお持ちの方	返納	津島警察署 津島市西柳原町2丁目8番地 <b>☎0567-24-0110</b>	
<input type="checkbox"/>	預貯金口座をお持ちの方	口座凍結解除手続き	各金融機関にお問い合わせの上、必要な手続きをしてください。	各金融機関 等
<input type="checkbox"/>	生命保険加入している方	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	各生命保険会社にお問い合わせの上、必要な手続きをしてください。	加入している生命保険会社 等
<input type="checkbox"/>	電気・ガス等契約している方	名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせの上、必要な手続きをしてください。	領収書に記載されている会社及び営業所
<input type="checkbox"/>	固定電話・携帯電話・インターネットを利用している方	契約継承・名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせの上、必要な手続きをしてください。	各契約会社 等
<input type="checkbox"/>	農地を相続された方	土地改良区組合員名義変更	各土地改良区へお問い合わせの上、必要な手続きをしてください。	納付書等に記載されている土地改良区

# 不用品買取強化中!



ブランドバック・時計



貴金属・宝石



家具・家電



お酒

専門店の査定で適正価格での買取を致します。

## ゴミ屋敷・粗大ゴミ

片付け  
買取



事例① BEFORE 片付け前



AFTER 片付け後



事例② BEFORE 片付け前



AFTER 片付け後

片付けで出た不用品も買取致します!

ゲーム機・おもちゃ・骨董品・お酒・細かい小物まで、家の中には売れるものが多くたくさんあります。一点づつ見極めて買取致します。



解体工事をご希望の方は全て  
ワンストップ自社施工で対応いたします。

家屋解体 + 不用品処分 + 不用品買取



お問い合わせ先

0567-26-1745

受付時間／8:00～17:00  
定休日／日曜日

辻建設株式会社

辻建設 解体



〒496-0904 愛知県愛西市柚木町山廻69番地 FAX.0567-26-4047

最短30秒で  
登録完了

LINEでカンタン  
お申込・お問合せ

リサイクルマートをお友だち登録!



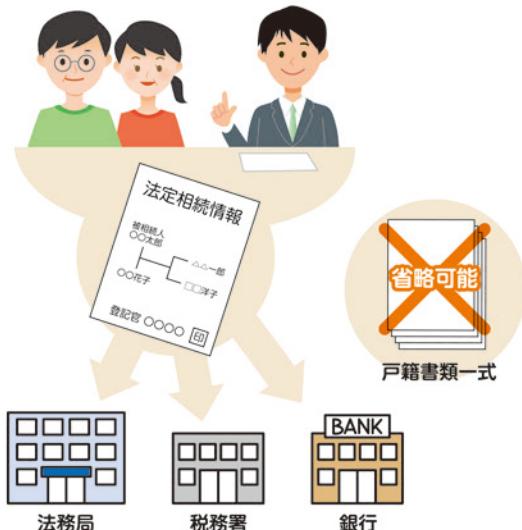
# 法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。

これまで申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありました。この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、  
死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用できません。

## 手続きの流れ

### ●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- 被相続人の戸籍謄本  被相続人の住民票の除票  相続人の戸籍謄本抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類  
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合) 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士  司法書士  税理士  土地家屋調査士  行政書士  社会保険労務士  弁理士  海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

### ●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

### ●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍)
- ・申出人の住所地
- ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP([http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000014.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html))をもとに株式会社ジチタイアドが作成

問合せ先 名古屋法務局津島支局 ☎0567-26-2423

# 相続が発生したら ご相談ください。

何をしたらいいの?  
まるっと解決!



うちは相続税を納める  
必要がないから大丈夫。



相続が発生した場合、相続税  
の納税が不要であっても相続手  
続きは必要です。

フジ総合グループなら、遺産分割協議書  
の作成から戸籍収集、財産に関する手続  
き、税金や不動産の整理手続きなどの  
煩雑な手続きをサポートいたします。



どこの税理士事務所に  
任せても一緒でしょ?



相続の手続きは複雑で土地の  
評価次第で申告や納税の要否  
が変わる場合もあります。フジ  
総合グループは、不動産鑑定士事務所と  
の協働事務所なので相続不動産のお悩  
みもワンストップで対応。豊富なノウハウ  
で大切なご相続をサポートします。

フジ総合グループは、相続に特化した専門家が在籍する税理士事務所です。  
相続発生前から相続税を納めた方まで、みなさまの相続・不動産問題をサポートします。



相続関連業務 31年間で 9,600 件以上の実績



複数の専門家が  
グループ内に在籍

税理士

不動産  
鑑定士

行政書士

宅地建物  
取引士



窓口一つで  
まるっとお任せ!

- 相続対策
- 相続税還付
- 相続手続き
- 不動産売買
- 相続税申告
- 不動産鑑定評価

HPはこちら



フジ相続税理士法人  
株式会社 フジ総合鑑定  
フジ相続行政書士法人  
株式会社 フジ相続不動産コンサルティング

名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄1-2-7 名古屋東宝ビル5F

税理士法人登録:名古屋税理士会 第1238・2号 不動産鑑定業登録:国土交通大臣登録(3) 第275号  
行政書士法人登録:愛知県行政書士会 2405501号 宅地建物取引業登録:国土交通大臣(1) 第8935号



フジ総合グループ  
マスコットキャラクター  
フジカくん

★ 初回相談無料 ★

※ご相続が発生  
している方に限ります

＼お電話で、愛西市おくやみハンドブックを見たとお伝えください／

0120-94-6121

受付時間  
平日 9:00~18:00

# もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2040年には高齢者の約7人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまいます。

万が一に備えて、成年後見制度の利用を検討してみましょう。

## 成年後見制度

### 法定後見人と任意後見人

後見人には、法定後見人と任意後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護<sup>\*</sup>に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

\*委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為

備えって  
大切ね!



所有者に  
判断能力がなくなった  
後に選任される

### 法定後見人



所有者に  
判断能力がある時に  
定める

### 任意後見人

### 後見人が 空き家を売却 できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するため、後見人が財産を売却することは可能ですが、あくまでも本人を保護するために必要な場合に限られ、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



## 遺言

### 相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



### 遺言による 相続は 拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話をし、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作つておいた方が無難です。

NPO法人 なごや空き家相談センター<sup>®</sup>

# 私たちが空き家問題 解決の選択肢を広げます

なごや空き家相談センターは、空き家に関するあらゆる問題に的確な解決策を提供することにより、ご相談者さまの悩みを解消することを目指しています。



弁護士  
**山谷 彰宏**  
なごや空き家相談センター代表理事  
やまたに法律事務所 代表  
愛知県弁護士会 登録番号 37022



税理士  
**神谷 紀子**  
しんせい総合税理士法人  
名古屋税理士会 登録番号 85193



税理士  
**松井 英徳**  
ピューロ・ネットワーク税理士法人名古屋支店 代表  
名古屋税理士会 登録番号 134041



司法書士・行政書士  
**酒井 太輔**  
司法書士・行政書士  
つむぐ相続法務事務所 代表  
愛知県司法書士会 登録番号 1601  
行政書士 登録番号 12192272



土地家屋調査士  
**杉本 昭仁**  
土地家屋調査士法人MAST 代表  
愛知県土地家屋調査士会 登録番号 2028



不動産鑑定士  
**後藤 龍**  
楓不動産鑑定事務所 代表  
不動産鑑定士 登録番号 8518  
ファイナンシャルプランナー(AFP)



解体アドバイザー  
**中崎 昌宏**  
株式会社フィット 代表  
2級建築士



宅地建物取引士  
**長澤 誠**  
丸美産業株式会社  
不動産コンサルティングマスター  
ファイナンシャルプランナー(2級)  
空き家マイスター

## お悩み事例

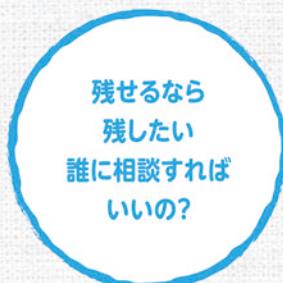
●相談事例はHPでもご覧いただけます。



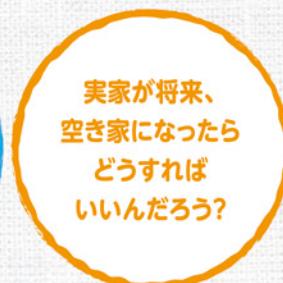
空き家を  
売却したいが  
どうしたらいいか  
わからない



土地活用を  
勧められているが  
不安で  
踏み切れない



残せるなら  
残したい  
誰に相談すれば  
いいの?



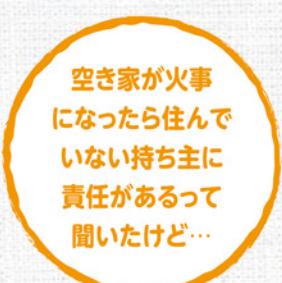
実家が将来、  
空き家になったら  
どうすれば  
いいんだろう?



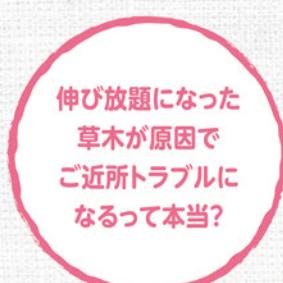
できるだけ  
良いカタチで  
受け取りたい…  
残したい…



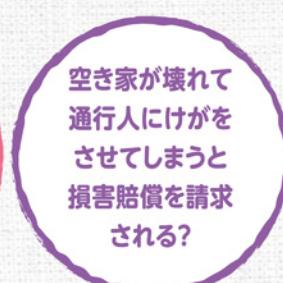
空き家に  
知らない人が  
出入りされたら  
恐い



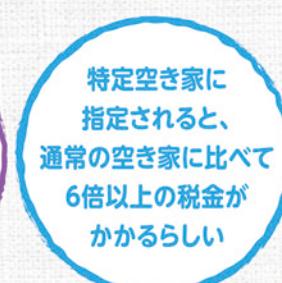
空き家が火事  
になったら住んで  
いない持ち主に  
責任があるって  
聞いたけど…



伸び放題になった  
草木が原因で  
ご近所トラブルに  
なるって本当?



空き家が壊れて  
通行人에게を  
させてしまうと  
損害賠償を請求  
される?



特定空き家に  
指定されると、  
通常の空き家に比べて  
6倍以上の税金が  
かかるらしい



NPO法人【特定非営利活動法人】

**なごや空き家相談センター<sup>®</sup>**

〒464-0807 名古屋市千種区東山通1-33-4 伊東ビル3階

やまたに法律事務所内

TEL.052-734-8902 Eメール info@nagoya-akiya.org

ホームページ <https://nagoya-akiya.org>



# 相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

## そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

## 相続登記をしないと…？

### ① 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

### ② いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

### ③ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。  
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

## 相続登記の手続きの流れ

### 法定相続分のとおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

#### 相続の発生

### STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

#### ① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- [ ●被相続人（死亡した方）の戸籍謄本 ●除籍謄本 ]
- [ ●新たに相続人となる方の戸籍謄本 等 ]

#### ② 相続人全員の住民票の写し

#### ③ 登録免許税（通常は収入印紙で納付）

#### ④ 委任状（代理人が申請する場合）



### STEP2 登記申請書の作成

法務局HPより  
ダウンロードが  
可能です！

- 相続人全員で申請書を作成する必要があります。
- 手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。

※原則として、委任状必須



### STEP3 登記所へ申請



土地・建物を管轄する登記所に必要書類と  
登記申請書を提出し申請します。



すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」（令和6年4月施行）  
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。（詳しくはこちらへ→）



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

**愛西市 不動産売買専門店!**

# 不動産売却・買取のことなら

## ハウスドウ 愛西 ハウスドウ 弥富・佐屋



愛西市に  
密着した対応



市街化  
調整区域が得意



買取も対応可能



長年培った経験をもとに、不動産売買はもちろんのこと  
空き家のお悩みについても、様々なご提案が可能です。



### 相続した空き家をそのままにしていませんか？

「不動産は持っていた方がいいと聞いてそのままにしている」「相続したけど遠方に住んでいて放置したままだ」「いつか住む予定」「いくらで売れますか？」など、「空き家の活用の仕方がわからず放置している」というお客様からのご質問をよく伺います。空き家は放置しているまでは、価値が下がる・トラブルになるなどの可能性が増えていくばかりです。まずはお持ちの空き家の現状を知ることが大切です。お気軽にご相談ください。



住まいのすべてを、スマートに。

**HOUSEDO**

### ハウスドウ 愛西

# 0567-22-5665

〒496-8007 愛西市南河田町高台10番地2

営業時間 10:00～18:00(土・日も営業中)

定休日 毎週水曜日

FAX 0567-22-5670



住まいのすべてを、スマートに。

**HOUSEDO**

### ハウスドウ 弥富・佐屋

# 0567-69-5660

〒496-0903 愛西市内佐屋町河原7番地

営業時間 10:00～18:00(土・日も営業中)

定休日 每週水曜日

FAX 0567-69-5662



運営会社:株式会社不動産トータルサポート

愛知県知事(2)第22570号/(公社)愛知県宅地建物取引業協会会員/(公社)全国宅地建物取引業保証協会会員/東海不動産公正取引協議会加盟

# 空き家の活用

「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない…」

「空き家を持っているけど何から手を付ければいいの?」と空き家の悩みは尽きません。

まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしないといけないのか確認しましょう。



## まずは現状を把握しましょう

### 相続登記は済んでいますか?

空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。弁護士や司法書士へ相談しましょう。

### 特定空家等の対象ではありませんか?

特定空家等に指定された場合、早急な対応が必要です。まずは不動産会社へ相談しましょう。

### 家の中は片付いていますか?

家の中にまだ家具・家財がある場合は、不用品の処分からはじめましょう。

## 建物を残して活用する

### ●資産運用する

例)賃貸経営、民泊事業等

- ・愛西市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

無料で空き家の査定をしてくれる企業もあります。まずは相談してみましょう。



### ●売却する

- ・愛西市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

### ●自分たちで住む

- 例)リフォーム、リノベーション、古民家再生等
- ・リフォームやリノベーション等を専門としている企業へ相談する

## 建物を解体して活用する

### 解体する …解体業者へ相談する



空き地になったら

### ●資産運用する

例)駐車場経営・アパート経営等

・賃貸業者等へ相談する

(無料相談会を実施している企業もあります)

### ●売却する

- ・愛西市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

## 空き家の活用方法がはっきりしていない

「所有している空き家を手放したくない…」

「将来的に住む可能性がある…」

「空き家の活用を考えているけど、すぐにはできない…」等

## 適切な管理をしましょう

家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。空き家の管理に悩んだら、シルバー人材センター等の空き家を管理している企業や、市役所へ相談してみましょう。

## 空き家に関する 相談窓口

愛西市 都市計画課 ☎0567-55-7126 ☎496-8555 愛西市稻葉町米野308番地  
■FAX／0567-26-1011 ■メール／tosikeikaku@cityaisai.lg.jp

# ご遺族メモ

# 委任状

(あて先) 愛西市長

令和 年 月 日

## すべて委任者(頼む方)本人が自筆で記入してください

※本人以外が記入・押印した場合は、委任状は原則として無効となりますのでご注意ください。

本人 (委任者)	住所	〒 ※現在住民登録している住所を記入してください。		
	フリガナ	生年月日	電話番号	
代理人 (受任者)	住所	<input type="checkbox"/> 委任者の住所と同じ		
	フリガナ	本人との関係	生年月日	電話番号
	氏名	大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	- - -	
	氏名	大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	- - -	

私は下記の権限を代理人に委任します。

↓委任する項目に○を付けてください。

## 住民票の写し関係

必要な方の氏名			生年月日	世帯主氏名
年 月 日				
住民票 <input type="checkbox"/> 全員 <input type="checkbox"/> 個人	通	<input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 本籍 * <input type="checkbox"/> <b>住民票コード</b> * <input type="checkbox"/> <b>個人番号</b>		
除票	通	※外国人住民の方で必要な項目には✓を入れてください。		
記載事項証明書	通	<input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 在留資格等 <input type="checkbox"/> 在留カード番号 <input type="checkbox"/> 第30条45の規定区分		
その他 ( )	通	* <b>住民票コード・個人番号入りの住民票は即日交付はできません。</b>		

転送不要郵便で本人へ郵送しますので、封筒(宛名記入)と切手をご用意ください。

## 戸籍関係

本籍地(必ず記入)			
筆頭者氏名(必ず記入)			
戸籍謄本(全部事項証明書)	通	戸籍抄本(個人事項証明書)	通
附票(全員)	通	附票(個人)	通
除籍謄本	通	除籍抄本	通
改製原戸籍謄本	通	身分証明書	通
受理証明・届書記載事項証明書	通	(届書名)	(届出年月日) 年 月 日
その他 ( )	通		

## 住民異動届関係

届出の内容	<input type="checkbox"/> 転入届	<input type="checkbox"/> 転出届	<input type="checkbox"/> 転居届	<input type="checkbox"/> その他
	※住民異動に伴う他部署の手続きもあわせて委任する場合□を入れてください。 □この届出に関する他部署の届出全てについて			

## 印鑑登録関係

印鑑登録申請(登録される場合) 印鑑登録廃止申請(登録印を廃止する場合)

\*印鑑を登録し直す場合は両方の□に☑を入れてください。

\*印鑑登録を代理で行う場合は**即日登録できません。**

転送不要郵便にて印鑑登録回答書及び代理権通知書を送付します。

## マイナンバーカード関係

個人番号カード交付申請書発行手続(同一世帯以外の方に委任する場合)

個人番号カード交付通知書の送付先に係る居所情報登録申請手続

健康保険証利用手続、公金受取口座の登録手続

※委任事項等について嘘や偽り等が発覚した場合には、刑法により罰せられる場合があります。

[ 私文書偽造等罪(刑法159条)・・・3月以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金  
偽造私文書等行使罪(刑法161条)・・・3月以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金 ]

# コンビニ交付について

マイナンバーカードを使ってコンビニのマルチコピー機で住民票などの各種証明書が取得できます。

## 必要なもの

- ・利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
- ・手数料

## 利用できる時間

午前6時30分～午後11時(※システムメンテナンス日を除きます。  
全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップなど  
※多機能端末機(マルチコピー機)が設置されている店舗に限られます。



## ●取得できる証明書と手数料

取得できる証明書		手数料
住民票の写し	愛西市に住民登録がある方及び同一世帯の方	200円
印鑑登録証明書	愛西市で印鑑登録をしている方	

## ●注意事項

住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"><li>・直近の前住所を除き、履歴は記載されません。</li><li>・住民票コード入りのものは取得できません。</li><li>・同じ世帯に転出予定の方(転出届を出された方)がいる場合など、証明書が発行できない場合があります。</li><li>・発行制限などの申請をしている方のものは取得できません。</li><li>・亡くなった方などの除票は取得できません。</li><li>・住民票記載事項証明書は取得できません。</li><li>・複数枚にわたり印刷されるものはホチキス留めがされません。お取り忘れのないようご注意ください。</li></ul>
印鑑登録証明	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前に印鑑登録が必要です。</li><li>・発行制限などの申請をしている方のものは取得できません。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用できる方は、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちのご本人様のみです。</li><li>・利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を3回連続で間違えると利用できなくなります。暗証番号を忘れたときは、市民課または各支所窓口で暗証番号の再設定をしてください。</li><li>・コンビニで取得した証明書は、交換や手数料の返金などができません。</li></ul> <p>※手数料免除の方は、コンビニ交付サービスで証明書を取得すると手数料がかかりますので、 市民課または各支所窓口で取得してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・証明書が印刷されるまで多少のお時間がかかりますので、証明書の受け取りまでその場を離れないようお願いします。</li><li>・マイナンバーカードの交付直後や住民異動届出を行った直後などは、新しい情報がシステムに反映されるまで時間がかかりますので、日にちを空けてご利用ください。</li><li>・利用者証明用電子証明書の有効期限満了に伴い、更新の手続きをした場合は、更新した翌日からコンビニ交付サービスが利用できます。</li></ul>

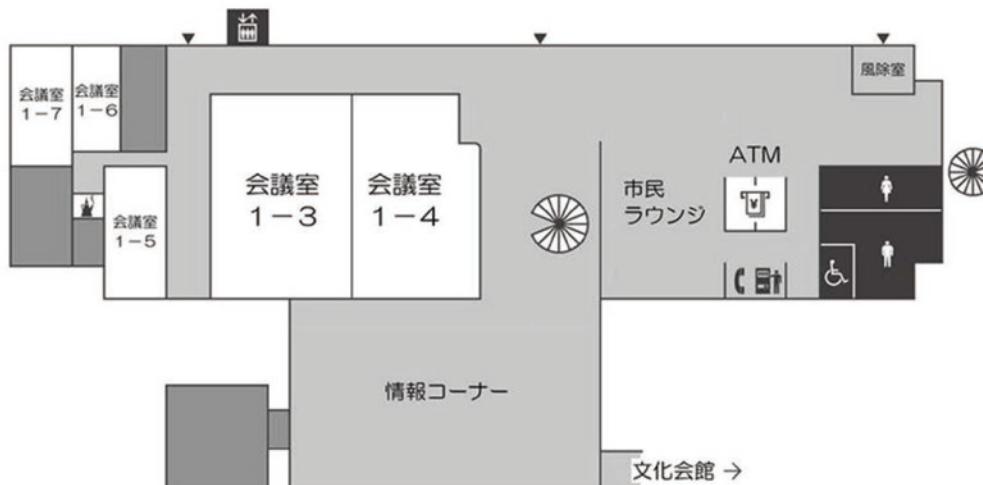
# 市役所業務案内

1F



北館

南館



1F

1 市民課	☎0567-55-7112	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、埋火葬許可、マイナンバーカード、パスポートなど
2 保険年金課	☎0567-55-7119	国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療など
3 高齢福祉課	☎0567-55-7116	介護保険、高齢者福祉、老人福祉施設、民生委員、介護予防など
4 社会福祉課	☎0567-55-7115	社会福祉事業団体、保護司、人権擁護委員、社会福祉法人、災害時要援護者対策、日赤、障がい者(児)福祉、生活保護、社会福祉相談など
5 子育て支援課 (子ども家庭センター)	☎0567-55-7118	子ども子育て支援、児童福祉、児童手当、子ども会、児童クラブ、保育園、母子・父子福祉など
6 市民協働課	☎0567-55-7113	市民協働、コミュニティ、地区行事、ふるさと創生、男女共同参画、NPO団体、市総代・自治会・地縁団体など
7 環境課	☎0567-55-7114	一般廃棄物の収集・運搬・処分、公害防止対策、墓地・斎場、生活環境の保全、犬の登録、狂犬病の予防など
8 会計室	☎0567-55-7110	現金・有価証券の出納・保管・決算など

# 市役所業務案内

2F



2F

1 税務課	☎0567-55-7122(資産税) ☎0567-55-7123(市民税)	市県民税・法人市民税・軽自動車税・固定資産税、市税の証明、税務相談など
2 収納課	☎0567-55-7121	納税証明、市税等の滞納整理など
3 財政課	☎0567-55-7132	財政全般、予算編成、地方交付税、地方債、公会計、市有財産、寄附、入札、契約、検査など
4 総務課 (DX推進室)	☎0567-55-7120	条例・規則等の審査、巡回バス、バスの貸出し、情報公開、個人情報保護、行政手続法、電子自治体、選挙、セキュリティーポリシーなど
5 産業振興課	☎0567-55-7128	商工、消費者行政、労働行政、観光事業、農業・水産業、食育、家畜、農業委員会など
6 企業誘致課	☎0567-55-7127	企業誘致、産業基盤整備など
7 都市計画課	☎0567-55-7126	建築、都市計画、開発行為、土地利用、生産緑地、地籍調査、屋外広告物、空き家対策など
8 土木課	☎0567-55-7125	道路、災害復旧、土木事業、河川・橋りょう・水路、土地改良事業、農業土木事業など
9 上水道課	☎0567-55-7146	上水道事業の企画調整、使用者変更等の各種手続き、給水申込み、上水道料金、上水道施設の維持管理など
10 下水道課	☎0567-55-7124	下水道事業の企画調整、下水道施設の維持管理、公共下水道事業、合併浄化槽設置整備事業、農業集落排水事業など

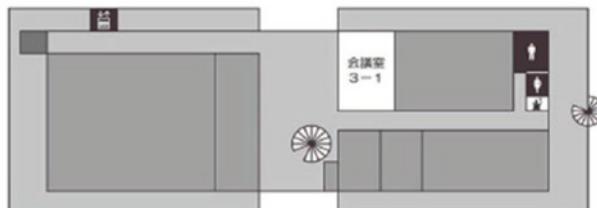
# 市役所業務案内



北館

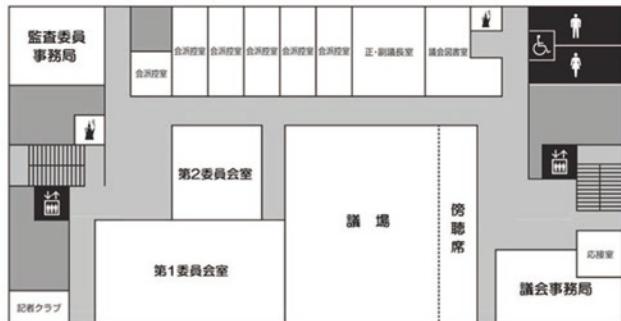
3F

南館



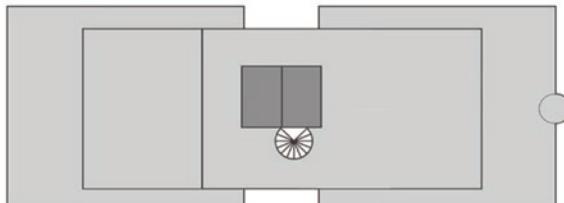
北

4F



北館

南館



3F

1 秘書課	☎0567-26-8111(代)	秘書、褒章・表彰、儀式・交際、市政懇談会、パブリックコメント、公聴など
2 人事課	☎0567-55-7134	職員採用・服務・賞罰・給与・福利厚生など
3 生涯学習スポーツ課 (アジア・アジアパラ競技大会推進室)	☎0567-55-7137 (生涯学習) ☎0567-55-7138 (スポーツ)	社会教育審議会、青少年教育、文化財保護、社会教育・社会体育施設、スポーツ教室・推進、学校体育施設開放、アジア・アジアパラ競技大会推進など
4 学校教育課	☎0567-55-7136	学校の組織編成・管理運営、教育課程・その他教育計画、通学区域及び通学路、学校体育、学校保健、就学援助、教育委員会、学校施設、設備及び備品の整備など
5 シティプロモーション課	☎0567-55-7129	広報、ホームページ、ふるさと納税、あいさいさんの商標など
6 経営企画課	☎0567-55-7133	総合計画、広域行政、平和行政、国際交流、まちづくり市民会議、統計調査、行政改革など
7 危機管理課	☎0567-55-7130	防災会議・地域防災計画・防災施設・防災備蓄資材・自主防災組織・防災行政無線・災害対策・防犯・駐輪場管理・交通安全など

4F

議会事務局	☎0567-55-7141	議会、委員会、会議録の調整及び保管など
監査委員事務局	☎0567-55-7140	監査業務、公平委員会など

21

解体不要

整理不要

そのままで大丈夫!!

# 空き家買い取ります！

面倒な作業はすべてお任せください

- 荷物処分不要
- 仲介にも対応
- 建物解体不要
- 査定・相談無料



お客様のプライバシーを守ります

社名無記載車でご自宅まで伺うことも可能です  
その他にも配慮してほしい点など  
お気軽にご相談ください

STEP1

まずはご相談ください

まずはお電話でご相談ください。ご不明点や不安なことなどもしっかり伺います。

不動産のプロが  
迅速対応

STEP2

徹底・迅速対応

不動産のプロが徹底対応！  
お客様にとって最適な選択をご提示いたします。

STEP3

お任せください

面倒な作業も任せて安心。分かりやすくご案内。ご満足いただけるよう努めています！

センチュリー21おおくに土地は、行政手続きのプロ(行政書士)、  
お金に関するプロ(ファイナンシャルプランナー)が所属する不動産会社です



空き家、相続、不動産のことならなんでも！  
**「ご相談」「査定」無料**で承ります！

CENTURY 21 大國  
土地

052-364-6288

大國土地株式会社  
宅地建物取引業者免許 愛知県知事免許(4)第20809号  
〒454-0032 名古屋市中川区荒江町36番17号  
TEL:052-364-6288 FAX:052-364-6289

[www.century21-ookunitochi.jp/](http://www.century21-ookunitochi.jp/)

名古屋 不動産 大國

公式ホームページ

LINE お友達追加



MAIL info@century21-ookunitochi.com

# 善光寺納骨堂 永代供養のご案内



このような方に  
納骨堂をお勧めいたします

- お墓は特に必要ないとお考えの方
- お子様や跡継ぎがなく先々が不安な方
- お子様に墓地管理の負担をかけたくない方
- 無縁仏にならない安心なよりどころをお求めの方
- 実家のお墓には入りたくないお考えの方
- 独身の方
- お墓があっても将来が不安な方
- 現在お骨をお持ちの方

生前予約受付中

納骨堂の見学は随時承ります

2人様用 夫婦壇(扉付き)

並列型 **90万円** (2人分)

前後型 **70万円** (2人分)

ロッカーフェンに鍵・名札が付きます



2人様用 夫婦壇(前後型)

**50万円** (2人分)

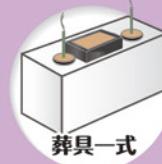
棚に仕切りが設けてありお骨箱は前後に  
2個並びます



## 「善光寺家族葬」のご案内

家族葬 **40万円** (必要最小限)

葬儀費用に含まれるもの



(宗) 善光寺東海別院

愛知県稲沢市祖父江町祖父江南川原57-2  
※宗旨・宗派 不問 ※管理費不要

0120-41-3591

善光寺東海別院

検索

